

留萌市子どもたちのプロフェッショナル招へい・観戦等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における子どものスポーツ・文化振興に寄与する団体に対し、高い技術を持つ指導者を招へいするための費用又はプロスポーツの公式戦観戦や文化活動の鑑賞等（以下、「観戦等」という。）にかかる費用の一部を助成金として交付することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指導者招へい 市内に事務所又は住所を有する団体（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）
- (2) 観戦等 市内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒が加入し、市内に住所を有する団体
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 一団体につき、同一年度内において1回を限度とする。

3 参加者は、同一年度内において1回を限度とする。

4 指導者は子ども5人毎に1人を認める。

(助成対象となる指導者招へい、観戦等)

第3条 助成の対象となる指導者招へいの指導者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) プロ契約又は過去にプロ契約の経験のある者
- (2) 世界大会の出場経験又は全国大会で上位成績を収めた実績のある者
- (3) 全国又は世界規模でのコンクール等において受賞歴等がある者
- (4) 前3号に該当する者に対する指導歴がある者

2 助成の対象となる観戦等は、北海道内で開催され、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市内で開催されるものは除く。

- (1) プロの選手が出場する公式戦
- (2) 世界大会出場又は全国大会で優秀な成績を収めた実業団選手等が参加する大会
- (3) 文化芸術活動は、その分野で国内又は世界規模でのコンクール等において受賞履歴がある者が出演又は出展するもの

(4) その他市長が特に認めるもの

(助成対象経費)

第4条 指導者招へいに係る助成金の額は、別表1に掲げる経費に3分の2を乗じた金額とする。ただし、1事業につき200,000円を上限とする。

2 観戦等の助成金の額は参加者1人あたり5,000円とし、入場料又は交通費が発生しない場合はその半額とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、実施日の14日前までに、市に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 行程表

(2) 参加者名簿

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定により付する助成金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 規則及び本要綱の規定に従うこと。

(2) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保管すること。

(交付の決定)

第7条 市長は申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認める場合は助成金の交付の決定を行い、規則第7条に規定する指令書により、申請者に通知する。

(軽微な変更)

第8条 規則第6条に規定する軽微な変更は、事業費の増減額が変更前の額に100分の20を乗じて得た額を超えないものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業終了後速やかに規則第13条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。

(1) 記録等（結果が確認できるもの）

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査により、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条

件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等確定通知書により、当該交付決定者に通知する。

（助成金の交付）

第11条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の完了後に交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする交付決定者は、規則第14条に規定する補助金等交付請求書を市に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、助成金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が規則第16条に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第13条 市長は交付決定者が規則第17条第1項及び同条第2項に該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（検査等）

第14条 市は、助成金の適正な運用を図るため、必要な場合は、団体等に対して報告を求め、又は指示し、若しくは帳簿等関係書類を検査することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。